

須坂市指定介護予防支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 須坂市が開設する須坂市地域包括支援センター(以下「センター」という。)が行う指定介護予防支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの保健師及び主任介護支援専門員並びに社会福祉士その他の従業者(以下「担当職員」という。)が、要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たり担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たり、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の提供に当たり、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たり、関係市町村、他の地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、指定介護予防サービス事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 須坂市地域包括支援センター

(2) 所在地 須坂市大字須坂1528番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及

び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員

保健師 1名以上

主任介護支援専門員 1名以上

社会福祉士 1名以上

介護支援専門員 1名以上

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(3) 事務職員 1名

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) センターが行う事業は、指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働令第37号)に従い行う。

(2) 利用者の相談を受ける場所は、第3条に規定するセンター内又は利用者宅とする。

(3) サービス担当者会議について

ア 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は利用者宅とする。

イ サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(4) 担当職員によるモニタリング頻度等

ア サービス提供開始月の翌月から起算して3月に1回は居宅を訪問し利用者とは面接することによって行うこと。ただし、次の(ア)(イ)のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下単に「期間」という)について、少なくとも2期間に1回は利用者の居宅を訪問することによって行うときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議において次に掲げる事項について主治医、担当やその他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員がテレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

イ サービス評価期間が終了する月及び、利用者の状況に著しい変化があったときは利用者の居宅を訪問し利用者に面接すること。

ウ 利用者の居宅を訪問しない月(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く)においては、可能な限り、サービス提供事業者等への訪問により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

エ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、須坂市内とする。

(虐待について)

第8条 センターは虐待の発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする)を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止の為に指針を整備する。

(3) 担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 センターはサービス提供中に、当該センター担当職員、サービス提供事業所職員又は、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを須坂市に通報するものとする。

(苦情対応について)

第9条 センターは自ら提供したサービスまたは、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及び家族からの苦情等に対し、迅速かつ適切に対応する。

(事故発生時の対応)

第10条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した

場合には、速やかに須坂市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第11条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けると共に、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 随時

2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は須坂市とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月28日一部改正)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。